

□離職者雇用促進助成金 実施概要

1 助成金の概要

■趣旨

新型コロナウイルスの感染拡大に関連した解雇や雇い止めが全国的に増加し、今後も雇用情勢の悪化が見込まれる中、就労の場を失った町民を正規雇用労働者として雇い入れる町内中小企業者を対象に町が助成金を交付し、事業者の事業継続と合わせて、離職された方の再就職を支援する。

■助成対象事業者等

中小企業基本法第2条第1項に規定する「中小企業者」を給付対象とする。

【中小企業者の定義】 ※業種により以下AまたはBの要件を満たす事業者

業 種	A 資本または出資額	B 常時使用する労働者
小売業（飲食業を含む）	5,000万円以下	50人以下
サービス業	5,000万円以下	100人以下
卸売業	1億円以下	100人以下
その他の業種	3億円以下	300人以下

【助成対象となる事業者】

以下のいずれにも該当する事業者とする。

- 士幌町内に主たる事業所が所在する中小企業者であること
- 対象労働者を令和2年10月31日までに雇用（正規雇用労働者として6か月を超えて継続雇用する場合に限る。）すること。

※対象労働者とは、新型コロナウイルス感染症の影響により、令和2年4月1日以降に就労の場を失った者で、雇用された時点で引き続き士幌町に住所を有するものをいう。

- 対象労働者の主たる勤務地は、士幌町内の事業所とすること。
- 対象労働者を雇用した日の前日から起算して6か月前の日から助成金交付申請日までの期間に、事業者の都合により解雇等（勧奨退職等を含む。）をしていないこと。
- 助成金交付申請日の前日から起算して過去1年間の期間に、事業者の都合により対象労働者を解雇等（勧奨退職等を含む。）をしていないこと。

■助成額等

対象労働者1人当たり30万円

※対象労働者を雇い入れてから3か月の間に当該対象労働者に支払われた賃金額が1人当たり30万円を下回る場合は、その額とする。

※対象労働者は、正規雇用労働者として6か月を超えて継続雇用する場合に限る。

2 申請手続き

■申請受付期間

令和2年7月15日（水）～令和3年2月26日（金）

■申請方法

- ① 郵送 ② 持参

■申請に必要な書類

- ① 助成金交付申請書
- ② 事業者及び対象労働者に係る報告書（対象労働者ごとに作成）
- ③ 資本金等の額、常時雇用する労働者の数、事業内容が確認できる書類
- ④ 対象労働者の雇用契約書、給与明細等の写し
- ⑤ 振込先の通帳写し（通帳の表面と通帳を開いた1・2ページ目の両方）

3 今後の流れ

■助成金の交付 随時

問い合わせ先（平日 8:30～17:15）

士幌町役場 産業振興課 産業振興グループ（商工観光労働担当）

電話番号 01564-5-5213